

第5節 資源循環

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、環境に大きな負荷を与えるとともに、排出されたごみの処理において様々な問題が発生しています。

このような現状を見直し、より良い環境を次世代につなぐために、限りある資源を大切に持続可能なまちを目指します。

【奈良市環境基本計画（改訂版）の関連指標】

指標	平成23年度	平成24年度	目標値 (平成33年度)	担当
産業廃棄物の最終処分率(%)	0.4	0.4	0.3	産業廃棄物対策課
達成度	波及効果	効率性	推進会議のコメント	
3	4	4	事業者への牽制となり産業廃棄物処理に関わる法令順守啓発となる。継続した取組と更なる高い目標設定を掲げ、その成果に期待する。	
総合評価				
A				
指標	平成24年度	平成25年度	目標値 (平成33年度)	担当
不適正処理(不法投棄、野外焼却等)件数のパトロール総箇所数に対する割合(%)	2	2	2	産業廃棄物対策課
達成度	波及効果	効率性	推進会議のコメント	
4	4	3	監視パトロールが有効手段と考えられる。継続維持をしつつ県や警察本部との定期的な協力連携の強化や監視カメラ等の監視・パトロール以外の施策も必要と思われる。	
総合評価				
A				
指標	平成24年度	平成25年度	目標値 (平成33年度)	担当
不法投棄警告センサー設置箇所数	19	20	28	まち美化推進課
達成度	波及効果	効率性	推進会議のコメント	
1	3	4	計画的に設置されており、精度の向上やコストダウンを進めながら設置箇所を増やし成果を高めてほしい。また、設置箇所が増えるとともに維持費や保守点検などの費用がかさむことは理解できることから、他の様々な策を組み合わせていく必要があると思われる。	
総合評価				
B				

【実施事業】

1 使用済自動車のリサイクル

自動車リサイクル法関係業の登録・許可及び指導等に関する事務を行っています。

(表3-5-1) 使用済自動車に係る登録・許可業者数

H26. 3. 31現在

登録・許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
使用済自動車引取業(登録)	111	11	9	131
使用済自動車フロン類回収業(登録)	44	7	2	53
使用済自動車解体業(許可)	12	2	3	17
使用済自動車破砕業(許可)	1	1	2	4
合計	168	21	16	205

2 建設廃棄物対策（建設リサイクル法）

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割をしめており、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、全国で年間約8,300万トン（平成14年度）になります。

そこで、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14年5月30日に施行され、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた一定規模以上の工事（表3-5-2）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられました。その結果、建設廃棄物の排出量は約7,600万トン（平成20年度）に減少しています。

（表3-5-2） 建設リサイクル法に係る規模の基準

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計80m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計500m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額1億円以上
その他の工作物に関する工事 （宅地造成・擁壁工事などの土木工事等）	請負代金の額500万円以上

また、建設リサイクル法においては、国や地方公共団体等の発注する工事については届出に代えて通知を行えばよいこととされています。

奈良市における建設リサイクル法の届出件数・通知件数は、（表3-5-3）のとおりです。

（表3-5-3） 建設リサイクル法による年間届出・通知件数

	届出件数（件）	通知件数（件）
平成21年度	589	127
平成22年度	581	154
平成23年度	605	58
平成24年度	686	73
平成25年度	727	87

平成14年5月30日法施行後の14年度、本市は解体業者、建設業者、不動産業者の各協会の協力のもと担当者に啓蒙啓発を行い、翌平成15年度は強化パトロールを実施し、関係各業者に指導を行いました。平成16年度は開発に伴う造成工事等のパトロールに重点を置き、平成17年度より届出に基づく届出シール（工事現場での建設業等の標識への添付用）の配布をしています。

平成26年度は、昨年度に引き続きパトロールに重点を置き、現場における適正な分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施を推進していきます。

3 産業廃棄物対策

産業廃棄物が適正に処理されるよう、産業廃棄物処理業・処理施設の許可、産業廃棄物の不法投棄防止の指導等の産業廃棄物対策に関する事務を行っています。

(表3-5-4) 産業廃棄物処理業者数

H26. 3. 31現在

許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含まない)	14	14	117	145
産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含む)	7	0	0	7
産業廃棄物処分業 (中間処理)	5	3	2	10
特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積み替え・保管を含まない)	0	0	6	6
合計	26	17	125	168

(表3-5-5) 監視パトロール、苦情処理及び多量排出事業所立入件数

H26. 3. 31現在

	出動日数 (日)	出動か所 (か所)	不法投棄に 対する指導等 (件)	野焼き行為に 対する指導等 (件)	指導継続中 不法投棄
監視パトロール	216	*1,300	11	13	2
苦情処理	20	*20	9	11	—
多量排出 事業所立入	6	6	—	—	—
合計	*242	*1,326	20	24	2

* 延べ数

4 不法投棄防止対策

ごみの不法投棄は、都市美観を損ない、付近の生活環境を著しく低下させることとなります。これに対応するためにパトロールや市民の通報による不法投棄ごみの処理、指導等を行っています。不法投棄されやすい箇所につきましては、要望者に不法投棄警告の立て看板を交付するとともに、平成10年度から不法投棄警告センサー（20か所）等を設置しています。

また、産業廃棄物の不法投棄に対する監視パトロール等を実施し、指導を行っています。